

相模原市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月20日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第39号

相模原市手数料条例の一部を改正する条例

相模原市手数料条例(平成12年相模原市条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表第2第4号の表1の項中

「

飲食店営業 その他の規則で定める 営業	1件	16,000円
---------------------------	----	---------

を

」

「

飲食店営業 その他の規則で定める 営業	食品衛生法に基づく 営業の施設基準 等に関する条例(平	1件	16,000円
---------------------------	-----------------------------------	----	---------

成12 年神 奈川 県条 例第 8号) 別表 第2 の1 の項 (2) アに 規定 する 屋台 型臨 時営 業(以 下「屋 台型 臨時 営業」 とい う。) に該 当し ない もの		
屋台 型臨 時営	1件	4,000円

に改め、同表2の項中

	業に 該当 する もの		
--	----------------------	--	--

」

「

飲食店営業 その他の規 則で定める 営業	1件	8,000円
-------------------------------	----	--------

を

」

「

飲食店営業 その他の規 則で定め る営業	屋台 型臨時 営業に 該当し ないも の	1件	8,000円
	屋台 型臨時 営業に 該当す るもの	1件	2,000円

に改め、同表3の項中

」

「

飲食店営業	1件	12,000円
-------	----	---------

その他の規則で定める営業		
--------------	--	--

を

飲食店営業その他の規則で定める営業	屋台型臨時営業に該当しないもの	1件	12,000円
	屋台型臨時営業に該当するもの	1件	3,000円

に改める。

別表第4第2号の表を次のように改める。

(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この号において「法」という。)に基づく事務

番号	根拠条項	手数料を徴収する事務	単位	金額
1	法第5条第1項から第5項まで	長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査(住	1件	(1) 一戸建ての住宅(人の居住の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)の場合 45,000円(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年

宅を新築し
ようとする
場合(以下
「新築の場
合」とい
う。))

法律第81号)第6条の2第5項
に規定する確認書(以下「確認
書」という。)若しくは住宅性能
評価書又はこれらの写しを添付し
ている場合(以下「確認書等の場
合」という。)は、8,000円)

(2) 1棟の建築物の住戸の総数に応
じて次に掲げる額

ア 住戸の総数が5戸以内の共同
住宅等(共同住宅、長屋その他
の一戸建ての住宅以外の住宅を
いう。以下この号において同
じ。) 110,000円(確認書等の
場合は、15,000円)

イ 住戸の総数が5戸を超え、
10戸以内の共同住宅等
170,000円(確認書等の場合は、
26,000円)

ウ 住戸の総数が10戸を超え、
25戸以内の共同住宅等
340,000円(確認書等の場合は、
41,000円)

エ 住戸の総数が25戸を超え、
50戸以内の共同住宅等
600,000円(確認書等の場合は、
71,000円)

オ 住戸の総数が50戸を超え、
100戸以内の共同住宅等
1,000,000円(確認書等の場合
は、120,000円)

カ 住戸の総数が100戸を超え、

		<p>200 戸以内の共同住宅等 1,900,000円(確認書等の場合は、190,000円)</p> <p>キ 住戸の総数が200戸を超え、 300戸以内の共同住宅等 2,700,000円(確認書等の場合は、240,000円)</p> <p>ク 住戸の総数が300戸を超える 共同住宅等 3,400,000円(確認書等の場合は、270,000円)</p>
長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査(住宅を増築し、又は改築しようとする場合(以下「増改築の場合」という。))	1件	<p>(1) 一戸建ての住宅の場合 68,000円 (確認書又はその写しを添付する場合(以下「確認書の場合」という。))は、12,000円)</p> <p>(2) 1棟の建築物の住戸の総数に応じて次に掲げる額</p> <p>ア 住戸の総数が5戸以内の共同住宅等 160,000円(確認書の場合は、23,000円)</p> <p>イ 住戸の総数が5戸を超え、10戸以内の共同住宅等 260,000円(確認書の場合は、40,000円)</p> <p>ウ 住戸の総数が10戸を超え、25戸以内の共同住宅等 510,000円(確認書の場合は、61,000円)</p> <p>エ 住戸の総数が25戸を超え、50戸以内の共同住宅等 910,000円(確認書の場合は、110,000円)</p>

				<p>オ 住戸の総数が 50 戸を超え、100 戸以内の共同住宅等 1,600,000 円（確認書の場合は、170,000 円）</p> <p>カ 住戸の総数が 100 戸を超え、200 戸以内の共同住宅等 2,900,000 円（確認書の場合は、290,000 円）</p> <p>キ 住戸の総数が 200 戸を超え、300 戸以内の共同住宅等 4,100,000 円（確認書の場合は、360,000 円）</p> <p>ク 住戸の総数が300 戸を超える共同住宅等 5,000,000 円（確認書の場合は、400,000 円）</p>
2	法第 5 条第 1 項から第 5 項まで（法第 6 条第 2 項の規定による申出がある場合）	長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	1 件	1 の項に規定する 1 棟の建築物の住戸の総数に応じて掲げる額に当該建築物の床面積に応じて別表第 4 第 1 号の表 40 の項により得た金額を加算した額
		長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（建築基準法第 87 条の 4 又は同法第 88 条第 1 項に掲げる建築設備及	1 件	1 の項に規定する 1 棟の建築物の住戸の総数に応じて掲げる額に当該建築物の床面積に応じて別表第 4 第 1 号の表 40 の項により得た金額及び建築設備等に応じて同表 48 の項により得た金額を加算した額

		び工作物 (以下「建築設備等」という。)を設置する場合)		
3	法第8条 第1項	認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更(法第5条第6項第1号又は第4号から第6号までに掲げる事項のみを変更する場合を除く。)の申請に対する審査(新築の場合)	1件	(1) 一戸建ての住宅の場合 22,500円 (確認書等の場合は、4,000円) (2) 1棟の建築物の住戸の総数に応じて次に掲げる額 ア 住戸の総数が5戸以内の共同住宅等 55,000円(確認書等の場合は、7,500円) イ 住戸の総数が5戸を超え、10戸以内の共同住宅等 85,000円(確認書等の場合は、13,000円) ウ 住戸の総数が10戸を超え、25戸以内の共同住宅等 170,000円(確認書等の場合は、20,500円) エ 住戸の総数が25戸を超え、50戸以内の共同住宅等 300,000円(確認書等の場合は、35,500円) オ 住戸の総数が50戸を超え、100戸以内の共同住宅等 500,000円(確認書等の場合は、60,000円) カ 住戸の総数が100戸を超え、200戸以内の共同住宅等

		<p>950,000円(確認書等の場合は、95,000円)</p> <p>キ 住戸の総数が200戸を超え、300戸以内の共同住宅等 1,350,000円(確認書等の場合は、120,000円)</p> <p>ク 住戸の総数が300戸を超える共同住宅等 1,700,000円(確認書等の場合は、135,000円)</p>
<p>認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更(法第5条第6項第1号又は第4号から第6号までに掲げる事項のみを変更する場合を除く。)の申請に対する審査(増改築の場合)</p>	<p>1件</p>	<p>(1) 一戸建ての住宅の場合 34,000円(確認書の場合は、6,000円)</p> <p>(2) 1棟の建築物の住戸の総数に応じて次に掲げる額</p> <p>ア 住戸の総数が5戸以内の共同住宅等 80,000円(確認書の場合は、11,500円)</p> <p>イ 住戸の総数が5戸を超え、10戸以内の共同住宅等 130,000円(確認書の場合は、20,000円)</p> <p>ウ 住戸の総数が10戸を超え、25戸以内の共同住宅等 255,000円(確認書の場合は、30,500円)</p> <p>エ 住戸の総数が25戸を超え、50戸以内の共同住宅等 455,000円(確認書の場合は、55,000円)</p> <p>オ 住戸の総数が50戸を超え、100戸以内の共同住宅等 800,000円(確認書の場合は、</p>

				<p>85,000円)</p> <p>カ 住戸の総数が100戸を超え、200戸以内の共同住宅等 1,450,000円(確認書の場合は、145,000円)</p> <p>キ 住戸の総数が200戸を超え、300戸以内の共同住宅等 2,050,000円(確認書の場合は、180,000円)</p> <p>ク 住戸の総数が300戸を超える共同住宅等 2,500,000円(確認書の場合は、200,000円)</p>
		<p>認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更(法第5条第6項第1号又は第4号から第6号までに掲げる事項のみを変更する場合に限る。)の申請に対する審査</p>	1件	4,000円
4	<p>法第8条第1項(法第6条第2項の規</p>	<p>認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更</p>	1件	<p>3の項に規定する1棟の建築物の住戸の総数に応じて掲げる額に当該建築物の床面積に応じて別表第4第1号の表40の項により得た金額を加算した額</p>

<p>定による 申出があ る場合)</p>	<p>(法第5条 第6項第1 号又は第4 号から第6 号までに掲 げる事項の みを変更す る場合を除 く。)の申 請に対する 審査</p>		
	<p>認定を受け た長期優良 住宅建築等 計画の変更 (法第5条 第6項第1 号又は第4 号から第6 号までに掲 げる事項の みを変更す る場合に限 る。)の申 請に対する 審査</p>	<p>1件</p>	<p>4,000円に当該建築物の床面積に応じ て別表第4第1号の表40の項により 得た金額を加算した額</p>
	<p>認定を受け た長期優良 住宅建築等 計画の変更 (法第5条</p>	<p>1件</p>	<p>3の項に規定する1棟の建築物の住戸 の総数に応じて掲げる額に当該建築物 の床面積に応じて別表第4第1号の表 40の項により得た金額及び建築設備 等に応じて同表48の項により得た金</p>

		第 6 項 第 1 号又は第 4 号から第 6 号までに掲げる事項のみを変更する場合を除く。)の申請に対する審査(建築設備等を設置する場合)		額を加算した額
5	法 第 9 条 第 1 項	長期優良住宅建築等計画の認定を受けた一戸建て住宅等分譲事業者が譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の申請に対する審査	1 件	2,100円
6	法 第 9 条 第 3 項	長期優良住宅建築等計画に基づく	1 件	2,100円

		建築に係る 区分所有住 宅の管理者 等が選任さ れた場合に おける認定 を受けた長 期優良住宅 建築等計画 の変更の申 請に対する 審査		
7	法第10 条第1項	長期優良住 宅建築等計 画の認定を 受けた者の 地位の承継 の申請に対 する審査	1件	1,700円
8	法第18 条第1項	認定を受け た長期優良 住宅建築等 計画に基づ く建築に係 る住宅の容 積率に関す る特例の許 可の申請に 対する審査	1件	160,000円

附 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。ただし、別表第2第4号の表の

改正規定は、同年6月1日から施行する。